

「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」の概要

【計画策定の趣旨】

プラごみによる海洋汚染は世界的な環境問題として、また、プラスチックの焼却は地球温暖化の原因の一つとして、近年、プラスチックの資源循環の重要性はより一層高まっている。

県では2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を發表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指すこととし、取組みを進めてきた。こうした中、関連する法律の制定や条例の改正を受け、本県におけるプラスチックの資源循環をより一層推進するため、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定した。

【計画の位置付け】

「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」第9条の2に基づく計画

【計画期間】

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度まで

【基本的な方針】

「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、**プラスチックの3 R + Renewable に係る取組みを進める。**

なお、リデュースを徹底したうえで、リユース、リサイクルを進め、再生利用が困難なプラごみを、やむを得ず焼却する場合には、熱回収により有効利用する。

(Renewable:再生可能な資源の活用)

【計画の目標値（プラごみの有効利用率）】

年度	2020年度（実績）	2027年度	2030年
一般廃棄物	98.5%	99.7%	100%
産業廃棄物	81.7%	94.5%	100%

※毎年度、排出量等と合わせて数値を把握のうえ公表

【推進方策】

 : 重点方策

1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

排出抑制のため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用削減、環境に配慮した製品の選択、なるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。

2 プラスチックの再生利用等の促進

発生するプラごみは、徹底したリサイクルを推進する。マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルによる再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進する。

3 クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラごみの回収を進めるとともに、ポイ捨て防止や非意図的な環境への排出防止の取組み、不法投棄対策を推進する。

4 普及啓発・環境教育

5 実態調査等